唐宋時代の合本に就いて

日野開三郎
草野靖

一　序　言　　五　宋代の合種農業
二　合本の由來　　六　合本に於ける出資と經營との分離
三　二人の合本共營　　七　株式的合本
四　多人數の合本　　八　結　語

一　序　言

最近、中國に於ける合本經營の發達が學界の注目を惹き、史料の比較的豐富な明代以後に就いて着々と優れた研究成果を擧げてゐるが、それ以前に就いては宮崎教授が宋代に合本の行はれてゐた事實を示す一二の史料を指摘(1)せられた程度に止まつてゐる。唐宋時代に最も關心をもつ我々は此の時代の研究成果が一日も早く公表せられることを期待してゐるが、又我々自身としてもかねてから興味深い問題として平素の文獻渉獵に際し目に觸れた關係記事を若干蒐めて居たので、此所にその紹介を行ひ、併せて愚見を述べることとした。今後の研究の展開に多少とも寄與する所あれば望外の喜びとする所である。尚本稿は宮崎教授の發表を機に、日野と草野とのもち合はせの史料を寄せ集め、日野が纒めて執筆したもので、此の問題に取組んで史料の蒐集に手を盡したものではない。今後一層檢索追補し、それに伴つて研究內容を訂補充實せしめて行く必要あるは自ら深く痛感してゐる所である。只史料が散在してゐて一二の者の力では短時日に萬全な成果を期し難い事情に在るので、一應現在迄の所を取纒めて大方の御教示を受けたいと考へた次第である。

二　合本の由來

史記卷二管仲傳を見るに、齊の名宰相として桓公の覇業を輔けた彼が、未だ商人・役人・軍人等を轉々として苦勞して居た時代の親友鮑叔の終始一貫渝らなかつた友情を追懷してゐるが、その商人時代のことを

吾始困時。嘗與鮑叔賈。分財利多自與。鮑叔不以我爲貪。知我貧也。

と語つてゐる。索隱はこれに該當する記事を呂氏春秋から引いて

管仲與鮑叔同賈南陽。及分財利而管仲嘗欺鮑叔。多自取。云云。

と注してゐる。卽ち管仲は鮑叔と南陽で「同賈」し、その利益を分ける時、常に鮑叔を欺いて割前を不當に多く取込んでゐたのである。時に管仲は貧困で、割前を不當に多く取込んだのもそのためであつたと云ふ。所で此所に問題となるのは、「同賈」の意味する內容である。言葉としての「同賈」の意味は共同營業であることは云ふ迄もないが、その共同の具體的內容が明示せられてゐない。鮑叔は寬仁な長者的人物であり、管仲は貧困な策士型人物であるから、鮑叔の資本と管仲の才能とが結びついて商利をあげてゐたことは推察に難くないが、然し二人の關係を出資とその運營との分擔として簡單に割切つて終ふことは妥當でない。「南陽に同賈す」とある以上、鮑叔も管仲も共々に南陽に赴いて經營に當り、且つ兩者の間に主從上下の別は無く、對等の共同經營であつたと解しなければならぬ。出資は鮑叔が壓倒的に多く、經營は管仲が大きく牛耳つてゐたにしても、共に出資者であり、又共に經營者でもあつたと見るのが「同賈」の最も穩當な解釋であらう。果して然らば合本經營は夙く春秋時代に行はれてゐたこととなる。二人の關係は共同出資であると共に共同經營であつたと解せられるから、合本經營としては原初的な形態と云ふ可きであるが、時代が紀元前八・七世紀の交に溯る悠久の太古なることに於いて注目に價するものと云へよう。尙呂氏春秋に「常欺鮑叔多自取」とあるに依れば、此の合本經營は可成り長期の繼續的なものであつたのである。管鮑の交りは十八史略を介して少年時代から我々の耳に親しく、此所にその傳を史料として利用したのは少年時代からの記憶があつたからで、更に搜索すれば先秦或は漢代の文獻中にも合本に關する記事が見出されるかも知れない。

三　二人の合本共營

合本の原初的形態たる二人の共同出資・共同經營は、唐宋時代に入るとその史料が可成り散見する。先づ白氏長慶集卷四九「得景與乙同賈景多收其利人刺其貪辭云知我貧也」の判に

得景與乙同賈。景多收其利。人刺其貪。辭云。知我貧也。

とある二人同賈の記事は判本來の作文であつて、必ずしも史實の存在をじかに傳へたものではなく、又此の文案は先に擧げた管仲傳から着想したものの如く思はれるが、然し現實にかうした問題が起つてゐたか、少くとも起り得る可能性があつたればこそ判文に組まれたのであつて、この判の現實的背景として同賈の慣行を認めることが出來る。文苑英華卷五四三所收、闕名氏の「磑分利不平判」に

吳丙王丁共有鎧。納課分利。丙云有賸。丁云擲日知分所得無賸。

とあるのも同樣に受取る可きである。磑の共有は長期的な合本である。但し合本の二人が收入の分配に當り餘剰の有無に就いて爭つてゐるのは、經營がその一人に委せられてゐたか、然らずとするも一人の力が他を凌いでゐたことを推測せしめる。

以上は唐代の史料であるが、降つて宋代の例としては葉適の水心先生文集卷一五林伯和墓誌銘に

宜人宣義。少貧業行賈。同賈分獲籌錢。竟懽飲乃去。宣義徐覆之。誤多若干。追還於塗。同賈殊惘然曰。云云。

とあるを擧げることが出來る。これは短期間の合本共同經營である。

四　多人數の合本

唐宋時代の合本は原初的な二人の出資から更に三人以上の多數の共同出資に發展してゐた。經營規模の擴大が齎した必然の現象で、いはば經濟の發達を示すものである。先づ宋代に就いて見るに、既に宮崎教授が指摘せられてゐる如く、會要・刑法第二禁約・紹興十二年八月三日の條に、對金貿易に關して

禁客旅私販茶貨・私渡淮河與北客私相博易。若糾合火伴・連財合本。或非連財合本而糾集同行人。數內自相告發者。與免本罪。

とあるはその一適證である。「數內」なる一句は共同出資たる聯財合本の者が多數であつたことを示す。一般に巨大な資本を要する對外貿易に共同出資者を多數糾合するに至るは自然の成行きである。次に秦觀の淮海集卷三慶禪師塔銘に

師諱昭慶字顯之。俗姓林氏。泉州晉江人也。小跅弛以氣自任。嘗與鄉里數人相結爲賈。自閩越航海道直抵山東。往來海中者十數年。資用甚饒。中略。至是輒謝諸賈。以財物屬同產。使養其親。徒手入寺。中略。鄉人異之。

とあつて、泉州晉江縣の林昭慶なる者が鄉里の商賈數人と相結び、閩越と山東との間を往來する海上貿易に從ふこと十餘年、大いに產を成したのち、諸賈と分れ一切を捨てて寺に入つたと傳へてゐる。此の商賈數人相結んだと云ふのも、遠海貿易に必要な大資本を調へるために共同出資したものに相違なく、多人數の合本の好例證である。

溯つて唐代の場合を見るに、具體的な史例を傳へた記事は未だ檢索し得ないが、張丘建の算經下に

今有甲持錢二十。乙持錢五十。丙持錢四十。丁持錢三十。戊持錢六十。凡五人。合本治生。得利二萬五千六百三十五。欲以本錢多少分之。問。各人得幾何。

とあるのが注意せられる。これは算術の一例題として記されたものであるが、合本治生の用語やその內容は張丘建が頭の中で案出したものでは無く、當時の學習者に理解し易い身近な現實を、採入れたものと見る可きであり、從つてこの例題から當時の合本營業に就いて少くとも次の諸事項が推定せられる。先づ第一は多人數の合本營業が可成り廣く行はれてゐたこと。第二に合本の各人出資額は必ずしも均等でなく、多少の差を有するのが通例であつたこと。第三に利益收入の配分はその出資額に按分するのが一般的な方法であつたらしいこと等である。算經の著者張丘建なる人物のことは明らかでなく、現在所傳のこの書は北周の司隸校尉甄鸞が注を加へ、更に唐の李源同が奉勅注釋し、同じく唐の算學博士劉孝孫が撰したものであると云ふから、その云ふ所はおそくも唐代、或はそれ以前のことである。この樣に出資者が多數に上る合本が現れれば、營業に關與しない者が生じて來た筈で、此所に出資と經營との分離が新に考察を要する問題となる。

五　宋代の合種農業

宋會要・食貨第二營田雜錄・紹興三年四月四日の條に江南東西路宣撫使韓世忠が金軍に荒されたこの地方の農耕復興策に就いて述べた意見を傳へてゐるが、その中に地主の被害無力化による荒廢地の對策として「合種」と呼ばれる營農法を提唱した部分がある。

其有主而無力開墾者。散出文牓。限六十日許人戸自陳頃畝着實四止。如情願將地段權與官中合種。所用人戸牛具種粮。並從官給。候收成日。據地段頃畝。先次依本色供納二稅。及除豁牛具種粮。其餘見在斛斗。量給地主外。盡給種田人。候至地主有力耕時。赴官自陳。卽時給還元業。

とあるのがその主要部分である。當時の小作は地主から牛力・種子・收穫期迄の食糧や時には居住の草舍迄貸與してやり、收穫ののち所定の小作料の外にその賃利（一般慣行として牛賃は收穫の十分一、種子・食糧は十割の利息、家賃は適宜）を收納するのが通例であつたが、合種法はかうした資力を缺き只土地だけを有してゐる者の荒田を官の協力で耕墾せしめんとするもので、その要旨は官より耕墾に必要な牛具・種子・糧食等を出資して小作人を招き、收穫ののち、先づ地主が當然負擔す可き兩稅と出資錢物の利賃とを差引き、その殘りを地主と小作人とで分收せしめると云ふに在る。その地主と小作人との分率に就いては、右の續きに

契勘。人戸願與官中合種地段。若伺候將來收成。除豁二稅種粮外。據見在臨時量給。竊慮。地主妄稱鄉原舊例過數邀求。今欲於人戸自陳日。卽便議定。據將實收到斛斗。除上件出豁外。以十分爲率。內二分給地主。若稱所給數少。不願官種者。卽具村保姓名・開排地段送本縣。置籍收係。田雖荒閑。須管依條限催理二稅。無令少缺。庶幾地主不敢僥倖。云云。

とあり、官の強權を以て地主二割・小作八割とすべきことを主張してゐる。一般鄉例では地主と小作とは收穫を折半分收するのが基準となつており、牛具・種子・食糧等の賃利は此の小作の分收內から支拂ふこととなつてゐたのであるが、それは熟田に就いてであつて、此の場合は荒閑田の耕墾であるため、先づ收穫から兩稅・牛賃・糧種を除いた

殘りの二割と云ふ小率しか地主に與へられなかつたのであらう。勿論、小作の割前をよくして荒地の耕墾を促進する意味もあつたであらうが、地主にして見れば不滿であつたに相違なく、よつて強權を以て抑へんとしたのである。此の「合種」は民戸が土地を、官が牛具・糧種を提供する合資經營で、官の出資がその利收よりも農業生產の復興促進に主眼をおくものであつたため、その所得の配分は純企業と異つてゐたであらうが、とにかく農業生產に於ける合本の例と云へよう。右記事の續きに依れば、都督府の意見を以てこの合種法は認められ、只兩稅を免減して民戸を優遇せしめる外、韓世忠の實施に任せることとしたとあるが、その後どの程度の實績をあげたかは未だ檢討してゐない。今堀教授の御教示に依れば、宋會要には農業に於ける合本の記事が十餘例見出されるとのことであるが、此所に檢索し得てゐるのは僅かに右一例にすぎず、同氏の御勞作に期待する次第である。

六　合本に於ける出資と經營との分離

「與民爭利の禁」は官吏が地主・家主としての合法的膨脹を除く他の一般營利事業に個人として關與するを禁じたもので、歷代申覆せられてゐるが、然も百法貨殖につとめ、法を冒潛する者が跡を絕たなかつた。然しとにかく「與民爭利の禁」が存在してゐた以上、その經營は巧に法の眼をかすめ裏をくぐつて行はれなければならなかつた。その方法として最も一般的であつたのは、部曲・親屬等の特殊關係者を利用する他人名義の企業經營や專門業者との結合等であつた。そしてこの業者との結合にも色々の形があり、一般的に云へば利貸による資本の融通が多かつたが、時に經營を委托した合本的な出資も行はれてゐた。文苑英華卷四二九編制・會昌五年正月三日の南郊赦文に

古者受祿之家食祿而已。不與人爭業。然後利可均布。人可家足。如聞。朝列衣冠。或代承華胄。或在淸途。私置質庫樓店。與人爭利。今日已後。並禁斷。仍委御史臺察訪聞奏。

とて衣冠の士が質庫を開業してゐたとあるが、彼等は與人爭利の禁によつて正面に立つことを許されなかつたのであるから、實際の營業は部曲・親屬やその道の習熟者に當らせ、名義も他人の名を用ひてゐたであらう。衣冠之士は質

庫の實際の所有者であるが、經營は他人に任せてゐたのである。但しこの際の委托は對等の關係に於いてでなく、多くは使用人的關係に於いてであつたと解せられる。次に唐會要(卷八八)倉及常平倉雜錄・開元十五年七月二十七日の勅に

應天下諸州縣官。寄付部人興易及部內放債等。並宜禁斷。

とあつて州縣官の營利禁止に關する規定が見える。寄付は「預ける」、部內は所管內、部人は管內の人、興易は商易、放債は利貸を意味し、何れも唐宋時代に盛用せられた用語である。規定の內容は州縣官が管下の者に資本を預け、その所管地域內で商業や利貸に回轉せしめてはならぬと云ふに在る。素人の營利企業は容易でなかつた筈であるから、興易放債の資本を寄付せられる部人とは管內でも業績のあがつてゐる商業・利貸の專門業者が主であつたと解す可きであらう。資本の受托を受けた業者はこれを自己の資本と合して運營した筈であるから、形としては合本となつてゐたわけである。つまり業者に對して官吏が出資し、その經營を委せてゐたのであつて、そこには官權を背景とする經濟外の不純要素が介入し、引曲げられた面が生じてゐたではあらうが、出資と經營との分離を生じてゐたことには間違ひない。先に述べた衣冠之士の「私置質庫樓店」と云はれてゐるものは事實上自ら營業機關を所有し、自ら私かに指揮し、自己の資本を以て經營してゐたのであるが、それとは別にかうした出資をしてゐる者もあつたわけである。

降つて宋代に入ると、續資治通鑑長編(卷一七六)至和元年七月の條に、殿中侍御史馬遵なる者が誣言して「茶賈の李士宗が司門員外郎の劉宗孟と商販を共にした」と申立て、これに宰相を連坐せしめようと計つた事實をのせてをり、この「共商販」が共同出資の意味と解す可きであることは、既に宮崎教授が論述せられてゐる所である。かうした場合の共同出資も、官吏側(劉宗孟)は直接商販には携はらず、專ら商人側(李士宗)がこれに當つてゐた筈である。

唐宋時代を通じて見受けられる官吏の業者との共同出資は官吏の業者への資本委托、經營委任と云ふ形をとつてゐた。勿論、この結合に於いて官吏側が官權を背景とした便宜をその業者に取計ふ場合があつたであらうし、又大きな指揮を蔭から振つてゐたこともあつたであらうが、とにかく形の上では經營に携はらぬ共同出資となつてゐたのであつて、それは「與民爭利」を禁ぜられてゐた官吏の身分に

拘束せられてのことである。然しこの様な共同經營を伴はぬ共同出資、即ち出資と經營との分離を官吏と業者との結合にのみ限定して考へる必要はあるまい。

管仲と鮑叔との同賈の例が實證する如く、民間人相互の共同營業に於いて、共同者間の商才の優劣が明らかな場合、より多くの利潤を追求する資本の本質からして、その營業には自ら有能者が指導的な役割を演じ實權を擴大して行く。此の關係を推し進めて行けば、出資も經營にも參加するが經營には只名を連ねてゐるにすぎない場合、更に經營から全く離れて委せ切つてゐる場合の出現が必然的に考へられる。商才には惠まれ乍ら資本に乏しい商人の積極性が消極凡庸の富豪の資本を巧に引出し、共同出資者に加へてその營業を擴大し利潤の增大を求めるは自然の成行きとも云へよう。宋代に於いてはこの様な經營に關與しない民間相互間の共同出資の好史料が見出される。

唐代に無盡藏と呼ばれた寺院の質庫(利貸經營機關)が宋代に入り長生庫の名を以て大いに普及發展したことは嘗て專考した所であるが、[2] 民間に於ける經營不關與の共同出資が傳へられてゐるのはこの長生庫に關してであつて、その弊害の面を詳論した宋會要・食貨第七〇賦稅雜錄・嘉泰元年十二月六日の條の臣僚の長大な言文がそれである。此の言文に就いては已に細かく論じ盡してゐるので、此所には本稿に直接關係ある部分をつとめて簡略に紹介するに止めておく。

宋代寺院の利貸業務を扱つてゐた長生庫の普及發展は甚だ目覺しく、所々在々皆これを設けてゐたと云はれ、大寺院内には數庫を並設してゐたものがあり、又一庫の資本が二以上の口數から成つてゐたものもあつた。利貸の本來の目的は教團財政の充實、特に度僧のために絶對に必要とする國家發賣の極めて高價な度(僧)牒の購入費を調達することに置かれ、長生庫で度僧局と呼ばれてゐるものさへあつた。庫の資本は初め官民より施入せられた錢物や寺田等からの收入など、主として寺院の自己資本に依つてゐたが、やがて外部からの寄托資本が併せて運營せられる様になつた。先に擧げた宋會要の長生庫に關する臣僚の言文中に

始因緇流創。爲度僧之名。立庫規利。相繼進納。

とあり、多數の營利業者が共同出資し、度牒費調達を名として長生庫を立て、そこに資本を寄托して運營收利せしめ、

それを買牒費に寄進してゐたと傳へてゐる。勿論、それらの共同出資者は營利業者であるからその總てのものが收利の全部をあげて寄進してゐたかどうかは疑はしく、多くの場合、一部を寄進に充てる外、殘餘は出資仲間で配分し、自らも儲けてゐたに相違なく、されば度僧費を名目としたと云はれてゐるのであらう。同じ言文の末尾の部分に

徒遂因緣射利之謀耳。

とあつて、この種の出資はやがて信仰的な寄進から全く遊離し、專ら營利業者の射利的出資になり了つたと述べてゐる。つまり初め寄進と射利との出資であつたのが、射利一本に進んだわけである。かうした長生庫の利貸は多數の營利業者を出資者とし、寺院（の長生庫）を經營者とする出資・經營分離の合本であつたと云へる。中には出資者たる營利業者の仲間から經營に參加する者を送り込んでゐる場合もあつたかも知れないが、本來寺僧の管掌たる長生庫に共同出資の民間人が擧つて入り込むことは有り得なかつた筈で、出資と經營との分離を否定する必要はない。

以上の如く、宋代に就いては經營に參加しない民間相互間の共同出資、一大合本の好資料を見出し得るのであるが、唐代に就いては遺憾乍ら未だかかる確實な好史料を得てゐない。然し唐代に明かに見られる官吏から專業者への經營不關與の出資は、官吏が個人としての行爲であるから、かうした專業者への出資を官吏のみに限定して考へる必要はなく、民間人相互間にもあり、いはば經濟發達の一般的な關係であつたと解す可きであらう。先に述べた白氏の判に、礒を共有する二人が利收の配分に當つて配分外の餘利の有無に就いて相爭ふ場面を描いてゐるが、これは二人の共同出資者の中の一人が礒の經營を一手に引受けてゐたか、又は會計面を獨占してゐた場合に起る事件で、何れにしても經營に於ける一方の絕對的な優位が推想せられる。又多人數の共同出資が唐代に確認せられるが、經營に關與しない有產者の出資を想定しなければ、かうした多人數の合本企業の發展普及は理解し難いであらう。恐らく唐代の合本にも既に經營に關與しない者の出資、卽ち出資と經營との分離が現れてゐたものと推定せられる。或は更にそれ以前に溯るかも知れない。

七　株式的合本

合本に於ける共同出資者の數及び額の增加はそれに對應する組織の整備發展を促し、又この組織の整備發展によつて出資者の數や額の增大を容易にし一般化せしめ得た筈であるから、唐宋時代に見られる多人數の高額合本の史例はこれと表裏してゐた筈の組織の發展を豫想せしめる。

先づ出資者の增加は、先に論じた如く、經營に全然關與しない出資者を增し、又さうした資本の參加が可能であり安全であつてこそ初めて出資の人員・額高の增加を促し得たわけであるが、かうした關係の發展條件として、經營に對する出資者の絕對的な信用が必要である。企業の有利性と經營擔當者の人格手腕がこの信用の基本要素であることは云ふ迄もないが、更にその信用を強化し保證する意味の規約や制度が必要となつて來る。出資者の增加は合資總額を增し、經營の規模を大きくし、從つて經營は業界に精通した有能な責任者とその下に働く業務に習熟した事務員とを必要とし、出資者と經營者との分離を強めるので、經營者側と出資者側とを共存的に結合せしめて行くための規約や制度も必要となる。更に又出資者側・經營者側それぞれの內部的統制のための規約や制度も必要となる。この樣な必要から設けられる規約や制度のあり方は合本の規模や企業の業種別その他種々の事情によつて個々に相違してゐたであらうが、總體的に觀れば、合本の規模の擴大化と經營業務の複雜化、出資者と經營者との個人的關係の疎隔化等に對應して、信用の強化確立と合資方法の簡素化とを目指す方向に進んで行つたと考へられる。その方向の要點を具體的に擧げて云へば、合本企業體の營業範圍と經營方針とを規定して經營擔當者の權限及び責任範圍を明らかにし、併せて出資者の安全保證を強め、又經營面に照して資本總額を適正に調定し、出資の基本單位を制定し、收益の配分方法を約定して運營業務の簡素化をはかること等である。此の樣に合本組織の發達が當然辿る可き方向を豫想して、果してそれが唐宋の文獻に史實として現れてゐるかどうかを檢討するに、管見の限り、宋代に於いて僅か一例乍ら有力な史料が見出される。その史料とは先に紹介した宋會要の長生庫の弊害に關する臣僚の長大な言文である。これ亦既に詳しく論究してゐるので、此所では特に關係のある部分を取出して概要を紹介するに止めておく。

先述の如く、營利業者の投資の場と化した宋代長生庫の

合本組織の內容は大體次の如く規定せられてゐた。

(1) 出資者は富家を鳩集する。

(2) 出資者を一定數(例へば十人)に抑へ、その仲間を以て一局とし、局仲間の共同規約を設ける。

(3) 一局の總資本額を五千貫一千貫等と定め、此れを局仲間(例へば十人)が分擔合資する。出資の單位は一口十貫五十貫等と定められる。

(4) 局の運營年限は初めから定めておく(例へば十年)。

(5) 收支決算利益配當は每年末に行ひ、中間に擧げた利益收入は資本に繰入れて回轉せしめる。

(6) 此の樣な合本制を關紐と云ひ、處々在々に普及してゐた。

卽ちこの關紐は長生庫を經營擔當機關とする民間富家の有限合資制利貸企業であり、高度に發達した合本組織であつて、それは處々在々に普及してゐたのである。出資者と經營とは完全に分離し、双方の利害は設けられた規定によつて調整保證せられてゐたし、出資の單位も定められて、殆んど株式投資に近いものとなつてゐたと云へる。臣僚の言文に依れば、富家の資本が此の樣に長生庫に奔入したのは稅役逃脫のためであつたと云ふが、長生庫の利貸が寺院の信仰的權威と結びついて回收不能の貸倒れが少く、それだけ事業の安全性が大きかつたことも見逃せまい。かうした高度の合本組織が長生庫の利貸以外の諸企業にどの程度迄及んでゐたかは明かでなく、又宋末に見られるこの組織が時代的にどこ迄溯らせて考へ得るものであるかも判らない。切に今後の補考を俟つ。

八　結　語

中國に於ける合本の由來は頗る古く、春秋時代の初期、紀元前八・七世紀の交に早くもその原初的形態たる二人の共同出資・共同經營が認められ、關係史料が稍々多くなる唐宋時代に入ると、右の原初的な合本形態から更に進んで多人數の合本や經營に關與しない出資者を含む合本が現れ、宋代には經營と出資とが全く分離し制度の頗る整備した高度の合本組織が出來ており、且つこれら諸段階の合本經營が並び行はれてゐたのである。

註

(1) 東洋史研究十三卷五號、同教授「合本組織の發達」

(2) 佐賀龍谷學會紀要第四號の拙稿「宋代長生庫の發展に就いて」

Ho-pen (合本) or Joint Stock in the T'ang-Sung (唐宋) Period

Kaisaburo Hino and Yasushi Kusano

Two-man joint stock buniness organization can already be found in the early Spring and Autumn period in the 8–7th centuries, B. C. In the T'ang-Sung period we find joint stock organizations invested and run by more than two men as well as those which included investors not participated in management, while in the Sung period there emerged the kind of organization where investment and management were completely separated. In this period joint stock enterprise was found in such lines of business as money-lender, pawn-shop, rice-pounder, and trade and commerce.

Copper and Lead Industries in the Ch'ing Period

Hikoshichiro Satoi

The productive relations in the copper and lead industries in the Ch'ing dynasty were much complicated; there were mine- and refinery-owners, each of them being differentiated into the small producers' and large enterprisers' classes. In Hu-nan (湖南) province there were powerful chartered merchants, who were privileged to exact license fees from the producers of copper and lead, and the producers were put under the control of these chartered merchants. In Yün-nan (雲南) province, where this system was undeveloped, the unofficial t'ou-jên (頭人) played the rôle of chartered merchants, creating conditions unfavourable for the development of modern mining industry. However, neither the chartered merchant nor the t'ou-jên was a mere agent of the government or a parasite on mining industry; he had already grown an enterpriser himself. The present paper is intended to give a concrete view of the historical rôle of each of the factors of production and productive relations thereof, while an attempt is made to elucidate the structure of mining industry and its inherent contradictions in this period. In view of the fact that the transition of mining industry from government to private enterprise and the